

## データ利活用支援補助金交付要領

(趣旨)

**第1条** 県の交付するデータ利活用支援補助金(以下「補助金」という。)については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)、補助金等の名称等の告示(昭和47年栃木県告示第354号)及びデータ利活用支援事業実施要領に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

**第2条** 補助金の名称、交付の目的、交付の対象となる経費、補助率、補助限度額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象となる経費	補助率	補助限度額	交付の相手方
データ利活用支援補助金	栃木県におけるデータ利活用の機運醸成や普及啓発を促進し、未来技術の社会実装やSociety5.0の実現を加速化していくため、県内企業等における事業戦略の策定やマーケティング戦略の見直し等に資するデータ利活用の取組を支援する。	別表1に掲げる経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの。	補助対象経費の2分の1以内	100万円を上限とする。	県内企業等

2 次の各号のいずれかに該当する県内企業等は、交付申請をすることができない。

- (1) 県内企業等が、栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)に規定する暴力団又は暴力団員等であるとき、若しくは法人等の役員等(法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 国税又は県税を未納の者。ただし、納税の猶予を受けている者を除く。

(交付の申請)

第3条 規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	添付書類の様式	部数	提出期限
データ利活用支援補助金交付申請書	様式第1号	1部	①データ利活用事業計画書 ②データ利活用事業内容説明書 ③直近の決算書(2期分) ④その他知事が必要と認める書類	様式第2号 様式第3号	1部 1部 1部 1部	知事が別に定める期日

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、あらかじめ様式第4号による申請書に変更の内容及び理由を記載して知事に提出し、承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ様式第5号による申請書を知事に提出し、承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6号による報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことがある。

(軽微な変更)

第5条 前条第1項第1号における軽微な変更とは、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合であり、次のいずれかに定める場合をいう。

- (1) 補助事業に要する経費の20パーセント以内の変更となる事業の内容の変更をする場合
- (2) 別表1の補助対象経費の各経費区分の相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費の配分を変更する場合

(状況報告)

第6条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が別に定める期日の時点における補助事業の遂行状況について、様式第7号による報告書を翌月の15日までに、知事に提出して行わなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	添付書類の様式	部数	提出期限
データ利活用支援補助金に係る補助事業実績報告書	様式第8号	1部	(1) 事業実績書 (2) 収支明細書 (3) 見積書	様式第9号 様式第10号	1部 1部 1部	知事が別に定める期日

			(4) 発注書 (5) 納品書 (6) 請求書 (7) 振込完了を確認できる書類 (8) 知事が必要と認める書類		1部 1部 1部 1部 1部	
--	--	--	--	--	----------------------------	--

(補助金の請求)

**第8条** 補助事業を実施した企業等(以下「補助事業者」という。)が規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
データ利活用支援補助金交付請求書	様式第11号	1部	(1) 交付決定通知書の写 (2) 知事が必要と認める書類	1部 1部	知事が別に定める期日

(補助金の経理)

**第9条** 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

**第10条** 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、補助事業の完了後も、その台帳を設け、保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産処分の制限)

**第11条** 規則第24条第1項第2号及び第3号の規定による財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

- 2 補助事業者は、処分を制限された取得財産等について規則第24条第1項の承認を受けようとする場合には、様式第12号により知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が別表2に定める期間を経過している場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定による申請があった場合、知事は「補助事業により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて(平成16年6月10日付け会課第5号 経済産業省大臣官房会計課通知)」を準用し、審査するものとする。

なお、この場合において、当該財産の処分により収入があった場合は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(調査への協力)

**第12条** 補助事業者は、補助事業終了後3年間、県が実施するデータ利活用の取組の進捗状況等の調査に協力するものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、令和 5 (2023)年 7 月 18日から適用する。  
この要領は、令和 6 (2024)年 6 月 24日から適用する。
- 2 この要領は、令和 7 (2025)年 3 月 31日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 2 条関係)

経費区分	内容
1 委託費	補助事業の実施に必要な経費の中で、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
2 システム関連経費	専ら補助事業の実施に使用されるデータの購入、業務用のシステムに係る開発、設計及び専用ソフトのサービス利用・保守に必要な経費
3 機械装置費	データ利活用に必要な器具及び機械装置(測定、分析、解析、評価等を行う機械装置を含む)、又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費 ※機械装置費の合計額は補助対象経費総額の50%未満
4 その他の経費	上記1から3に掲げる経費の他に、知事が特に必要と認める経費

別表 2 (第11条関係)

処分を制限する財産の名称等		処分制限 期間(年)
施設設備 等の分類	財産の名称・構造等	
器具及び 備 品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機器、顕微鏡その他 これらに類するもの	4
機械及び 装 置	その他のもの	4

様式第 1 号（第 3 条関係）

番 号  
年 月 日

栃木県知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者名

年度データ利活用支援補助金交付申請書

栃木県補助金等交付規則第 4 条の規定に基づき、補助金の交付を受けるため、下記関係書類を添えて申請します。

また、取組内容を事例として公表することに同意し、事例のとりまとめに協力します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容に関する関係書類  
様式第 2 号 データ利活用事業計画書  
様式第 3 号 データ利活用事業内容説明書

- 2 直近の決算書（2 期分）の写し

- 3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額  
補助事業に要する経費 円  
補助金交付申請額 円

- 4 これまでに交付を受けた国や都道府県の補助金の実績  
（申請中の案件を含む。）

事業名称及び事業概要	
事業主体（関係省庁・都道府県等）	
実施期間	
補助金額	万円
テーマ名	
本事業との相違点	

※ 1 事業実施中の案件を含め、過去 3 年間程度を目安に記載してください。

※ 2 必要に応じて欄を増やしてください。

様式第2号（第3条関係）

データ利活用事業計画書

申請企業・団体名	
代表者の職名・氏名	
本社所在地	
県内事業所地	
分野・業種	
事業責任者	※事業責任者の所属、職名、氏名を記入すること。
事業担当者	※事業担当者の所属、職名、氏名を記入すること。
事業担当者連絡先	(TEL) (E-mail)
事業計画名	※事業内容を表現するような適切な名称を記入すること。
事業計画の概要	※事業の概要について簡潔かつ明瞭に記載すること。
事業費 ※消費税及び地方消費税は 含めないこと	総額 〔補助金交付申請額 円 円〕

様式第3号（第3条関係）

データ利活用事業内容説明書

1 事業の具体的な内容

(1) 事業実施の背景（現状と課題）
(2) 事業の実施目的（本事業で達成すべき内容）
(3) 事業の実施内容
(4) 事業の実施体制
(5) 事業による効果（費用対効果の想定等）
(6) 今後の方向性（補助金活用後）

2 事業予算支出内訳

区分	種別※ <sup>1</sup>	仕様※ <sup>2</sup>	単位	数量	単価 (円)	補助事業に要する経費 (円)	補助額 (経費の1/2)
1 委託費							
2 システム 関連経費							
3 機械装 置費							
4 その他 の経費							
合計							

(注)

- 1 「種別」とは、機械装置名等、それぞれの品名等をいう。
- 2 「仕様」とは、それぞれの型式、性能、構造等をいう。
- 3 「単価」及び「経費」には、消費税及び地方消費税は含めないこと。

様式第4号（第4条関係）

番 号  
年 月 日

栃木県知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者名

年度データ利活用支援補助金に係る補助事業の内容（経費配分）の  
変更承認申請書

年 月 日付け栃木県指令産政第 号をもって交付決定通知があつた上記補助事業の計画（事業内容、経費配分）を下記のとおり変更したいので、データ利活用支援補助金交付要領第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

- （注）・変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記載すること。  
・変更後の経費内訳について、別紙（様式第3号 2事業予算支出内訳）を用いて記載すること。また、関係資料を添付し提出すること。

様式第5号（第4条関係）

番 号  
年 月 日

栃木県知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者名

年度データ利活用支援補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け栃木県指令産政第 号をもって交付決定通知があつた上記補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、データ利活用支援補助金交付要領第4条第1項第2号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）する事業名

2 中止（廃止）する理由

様式第6号（第4条関係）

番 号  
年 月 日

栃木県知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者名

年度データ利活用支援補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け栃木県指令産政第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業について、下記のとおり事故等があったので、データ利活用支援補助金交付要領第4条第1項第3号の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 事故等の内容及び原因
- 5 事故等に対する措置

様式第7号（第6条関係）

番 号  
年 月 日

栃木県知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者名

年度データ利活用支援補助金に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け栃木県指令産政第 号をもって交付決定通知があつた上記補助事業の遂行状況について、栃木県補助金等交付規則第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 遂行状況

2 経費の執行状況

（注）様式第3号の補助事業内容説明書と対応させて、事業経過を簡潔に記載すること。

様式第8号（第7条関係）

番 号  
年 月 日

栃木県知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者名

年度データ利活用支援補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け栃木県指令産政第 号をもって交付決定通知があつた上記補助事業を完了しましたので、栃木県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- |              |            |   |
|--------------|------------|---|
| 1 事業実績書      | 様式第9号のとおり  |   |
| 2 収支明細書      | 様式第10号のとおり |   |
| 3 補助金の交付決定額  |            | 円 |
| 4 補助事業の完了の期日 | 令和 年 月 日   |   |

様式第9号（第7条関係）

事業実績書

1 データ利活用事業の経過

(1) 事業実施期間

開始	令和	年	月	日
終了	令和	年	月	日

(2) 事業実施日程（スケジュール）

〔事業開始から完了までの日程を段階に従って記載すること〕

(3) 事業の実績

〔データ利活用事業内容説明書（様式第3号）と対応させて、本事業に関する経過並びに実施内容について、図表等を用いて詳細に記載すること〕

2 事業の効果

〔本事業の実施効果について、図表等を用いて詳細に記載すること〕

3 事業成果活用の見通し

〔本事業の成果は具体的かつ詳細に記載し、その成果を活用するため、具体的方法、問題点及び技術的、経済的効果等について詳細に記載すること〕

様式第10号（第7条関係）

収 支 明 細 書

区分	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)		支払 年月日	支払 先	補助金 充当額 (円)
						予算額	決算額			
1 委託 費										
2 シス テム関 連経費										
3 機 械 装 置 費										
4 そ の 他 の 経 費										
計										

(注)

- 1 この明細書中、予算額とは様式第3号の補助事業内容説明書に記載したものをいい、補助事業計画を変更した場合には、その承認を受けた計画に基づくものをいう。
- 2 補助事業に要する経費の未払、未了分については支払予定年月日を記入すること。
- 3 予算額と決算額が著しく相違するときは、その理由を別途記入すること。
- 4 「単価」及び「金額」には、消費税及び地方消費税は含めないこと。

様式第11号（第8条関係）

年度データ利活用支援補助金交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付け栃木県指令産第 号をもって交付決定通知があった  
データ利活用支援補助金を上記のとおり交付されるよう栃木県補助金等交付規則第  
18条の規定により請求します。

年 月 日

栃 木 県 知 事 様

所 在 地

名 称

代表者名

（振込先）

金 融 機 関 名：

口座名義（カナ）：

預 金 種 類：

口 座 番 号：

栃木県知事 様

所在地  
名称  
代表者名

年度データ利活用支援補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け栃木県指令産政第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業に関し、下記の財産を処分したいので、データ利活用支援補助金交付要領第 12 条第 2 項の規定により承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由